

委員間討議の実施状況について（政令指定都市）

1 名古屋市

(1) 申合せ

「委員間討議について」（別紙1）のとおり申し合わせ、各委員会の判断により行うこととされている。

(2) 実施対象の委員会

全ての常任委員会・特別委員会

(3) 対象となる議題の特定方法

議案や請願、所管事務の範囲内であれば、テーマを特定することなく自由に行う。

(4) 具体的実施方法

委員長の判断による。

（例：市長提出議案では当局への質疑終了後でも質疑の途中でも実施可能）

(5) 討議時間の制限

なし

(6) 出された意見の取りまとめ

行っていない（討議が実施された事実のみを委員長が報告している。）。

(7) 過去に実施されたテーマ等

（3）のとおりテーマを特定することなく、各委員会の判断により実施されている。

例えば、土木交通委員会における一般会計決算の審査において、事実上凍結状態となっている道路の建設是非について当局が住民の意見を集約する方法などについて委員間討議が行われた例などがある。

2 大阪市

(1) 申合せ

「大都市・税財政制度特別委員会での委員間討議に関する実施要領」（別紙2）のとおり、実施の手續や運営方法等を定めたいで行うこととされている。

(2) 実施対象の委員会

大都市・税財政制度特別委員会

(3) 対象となる議題の特定方法

委員から申出のあったテーマについて、代表者会議で協議のうえ決定する。

(4) 具体的実施方法

①理事者からテーマに関する基礎的情報の報告

②テーマを出した委員から内容の説明

③委員間で討議（発言は自由）

(5) 討議時間の制限

なし

(6) 出された意見の取りまとめ

行っていない。

(7) 過去に実施されたテーマ等

「基礎的自治体としての区政の充実・強化」や「大都市制度における住民自治の充実・強化」などをテーマに行われた例がある。

3 堺市

(1) 申合せ

常任委員会及び予算・決算特別委員会については、「委員間討議について」(別紙3)のとおり、討議の申出期限や討議の時間等を定めたうえで行うこととされている。

なお、予算・決算以外の特別委員会では特に申合せを定めることなく、政策提言に向けて委員間討議が行われている。

(2) 実施対象の委員会

全ての常任委員会・特別委員会

(3) 対象となる議題の特定方法

議員提出議案や請願、所管事務の範囲内で、委員から申出のあったテーマについて、委員会の過半数の合意を得ること。ただし、長提出案件については、申出があれば委員会に諮ることなく実施。

(4) 具体的実施方法

①委員間討議を実施することについて表決を採る(長提出案件以外)。

②論点ごとに合意できる点がないか討議する。

*理事者への質問は原則不可とする。

(5) 討議時間の制限

①委員の発言時間：制限なし

②討議全体の時間

ア 議案及び請願：一議題につき30分以内

イ 所管事務、予算・決算：全体で30分以内

(6) 出された意見の取りまとめ

予算・決算以外の特別委員会では、各委員の意見を提言書として取りまとめている例がある。(具体例は(7)を参照)。

(7) 過去に実施されたテーマ等

都市魅力向上特別委員会において「都心のまちづくり、中心市街地活性化及び都心交通」を調査活動テーマとし、政策立案に向けて委員間討議を行ったうえで、「都心のまちづくりに関する提言書」として取りまとめた例などがある。

(参考)

申合せ等を定めていない都市においても、①議員提出議案の審査や②請願(陳情)の取扱いをはじめ、③所管事務調査(常任委員会)及び④付議事件に係る調査・研究や活動方針の策定(特別委員会)などについて、特に機会を設けることなく通常の議事の流れの中で自由に行われていることが多い。

委員間討議の実施について

委員間討議については、以下のような形で行う。

- 1 議案審査（議員提案を含む）、請願・陳情審査、所管事務調査及び付議事件審査における委員間討議は、各委員会の判断により実施する。
- 2 委員個人を非難するような発言は行わない。
- 3 委員に対する資料要求は行わない。
- 4 討議の時期、具体的な運営等は、各委員会の正副委員長の判断によることとする。

(別紙)

大都市・税財政制度特別委員会での委員間討議に関する実施要領

(23.6.24 各派幹事長会議決定)

1. 趣旨

大都市・税財政制度特別委員会では、付議事件について、下記の実施要領に基づき委員間で討議を行うことができる。

2. 実施の手続き

- ・委員は、大都市・税財政制度特別委員会において委員間討議を求めるときは、討議するテーマを提示して委員長に申し出るものとする。
- ・委員長は、委員から委員間での討議の申し出があったとき、速やかに代表者会議を開会し協議の上、委員間討議のテーマ、実施日程（テーマ説明日、委員間討議の日）を決定する。
- ・委員間討議を求める委員は、討議するテーマを文書（テーマの概要を記載したもの）で委員長に申し出るものとする。

3. 運営方法

- (1) 委員間討議は、代表者会議で決定したテーマについて行う。
- (2) 委員会において委員間討議を行う場合、代表者会議で了解の上、委員長は、討議に必要かつ最小限の関係理事者の出席を求めるものとする。
- (3) 委員の発言は、委員長の指名により行う。委員長は、広く委員が質疑し、意見を表明できるよう配慮する。なお、1人の委員の発言回数について制限するものではない。
- (4) 委員間討議を行うときは、まず、理事者及びテーマを申し出た委員からテーマについて説明の日を設け、別に委員間討議の日を設けることができる。
- (5) テーマについての説明日には、まず討議のテーマについて、理事者から基礎的情報に関する報告を求め、次に、事前にテーマを申し出た委員がその内容について説明する。テーマを申し出た委員の説明は原則30分以内とする。
- (6) 委員は、委員長の許可を得て自由に発言することができる。委員の1回の発言はおおむね10分以内とする。
- (7) 委員間討議は、原則として委員のみで行う。但し、必要があるときは、委員は討議の参考にするため理事者に対し質疑することができる。
- (8) 答弁を求められた理事者は、求められた事項に関してのみ発言することができる。
- (9) 委員は、特定の個人及び党派を宣伝又は非難する発言をしてはならない。
- (10) 委員間討議は、おおむね午後5時までに終了するものとする。
- (11) 委員会において必要があると認めるときは、参考人の出席を求め、その意見を聴くことができる。なお、実施に際しては「市政改革特別委員会における参考人の意見聴取に関する実施要領」を準用する。

4. 会議の公開

- ・委員間討議は、通常の委員会と同様に原則として公開する。(すなわち、現在試行的に実施している一般市民の直接傍聴、モニター放映、インターネットによる生中継を実施する。委員会記録も通常どおり作成する。)
- ・委員間討議は、市政記者クラブ所属の記者の傍聴を認める。市政記者クラブ所属の記者の撮影については、従来どおり冒頭のみ認めるものとする。

5. その他

この実施要領に定めるもののほか、委員間討議に関し必要な事項は、代表者会議で協議の上、委員長が定める。

◆委員間討議について (第13条関係)

○特別委員会における運用について (予算・決算を除く)

*政策立案に向けて委員間討議を実施する (すでに実施済み)。

○委員会における運用について

*必要に応じて、討論の前に委員間討議を行う。(下記参照)

【審査の流れ】

○委員会開催日の2日前 (委員間討議の申し出)

常任	委員間討議を求める場合、委員は、原則として委員会開催日の2日前(午後5時)までに付託議案(市長提出案件・議員提出議案・請願)や所管事務の案件について、明確な討議の目的及び具体的な論点を示して委員間討議の申し出を行う。
予算・決算	委員間討議は総括質疑の後、実施することとし、委員間討議を求める場合、理事は、原則として全体会議に係る理事会において、付託議案について、具体的な論点を示して委員間討議の申し出を行う。

○委員会当日

I 質疑・質問 (又は総括質疑)



II 必要に応じて、委員間討議を行う。

○委員間討議の申し出について

①市長提出案件	②議員提出議案、③請願、④所管事務
申し出があれば、委員間討議を行う	申し出があれば、委員間討議を行うことについて諮り、委員の過半数の合意が得られた場合、委員間討議を行う

○【委員間討議を実施する場合】

論点ごとに委員間討議を行うことを通じて、合意できる点がないか討議する。

⇒ (例) 議案等の場合、付帯決議、閉会中の継続審査等

○委員間討議の運営について

*委員の発言時間の制限は行わない。

*委員間討議の時間

常任	◆一議題につき、30分以内とする。 ※議題 ①市長提出案件、②議員提出議案、③請願
予算・決算	◆所管事務については、30分以内とする。 全体で30分以内とする。

なお、討議時間は、委員長において、弾力的に運用することとする。

*原則として、理事者への質問は不可とする。

III 討論



IV 採決

※常任委員会については、①市長提出案件及び所管事務、②議員提出議案、③請願をそれぞれ議題とし、上記IからIVを繰り返す。

※平成26年2月定例会において、再度、試行する。

ただし、問題等が発生した場合は、その都度、議会運営委員会において協議する。